

トランスジェンダーの性別変更、手術規定は違憲か 最高裁が9月弁論

遠藤隆史 2023年6月27日 16時05分



最高裁判所=東京都千代田区

トランスジェンダーの人たちが戸籍上の性別を変更する際、生殖機能を失わせる手術を必要とする「性同一性障害特例法」の規定が憲法違反かが争われている家事審判で、最高裁大法廷は27日、申立人側の意見を聞く弁論を9月27日に開くと決めた。

性別変更、手術強いられるトランスジェンダー 「強要は人権侵害だ」→

家事審判は原則として非公開だが、弁論は公開の法廷で開かれる。対立する当事者同士が争う構造ではなく、当事者の申し立ての可否を裁判所が判断する類型の家事事件で、最高裁が弁論を開くのは初めてとみられる。今回は判断の重大性を踏まえて実施を決めた模様だ。

最高裁は昨年12月、審理を裁判官5人で構成する小法廷から、裁判官15人全員で審理する大法廷に回付した。当事者の話を直接聞いたうえで、年内にも憲法判断を示す。

今回の申立人は、生物学的には男性だが性自認は女性というトランス女性。性同一性障害と診断されているが、高額の手術費や後遺症への不安から精巣の摘出手術は受けていない。

海外では要件撤廃の流れ

トランスジェンダーの性別変更について定めた「性同一性障害特例法」は、要件の一つに「生殖腺がないか、その機能を永続的に欠く状態」と定める。抗がん剤の投与などで生殖機能が失われている場合を除き、精巣や卵巣、子宮を除去する手術が必要になる。

申立人は2019年に性別変更を申し立てたが、岡山家裁と広島高裁岡山支部はいずれも、手術を受けていないために「生殖腺の機能を欠く状態ではない」として変更を認めなかった。

申立人側は、トランスジェンダーの当事者にとって、自認する性と戸籍上の性を一致させることは重要な基本的人権だと主張。人権を回復させる性別変更の手続きに、手術という過大な負担を課すことは、個人の尊重や幸福追求権を保障する憲法13条や、法の下での平等を定めた憲法14条に違反すると訴えている。

4年前の最高裁は「合憲」

この規定が憲法に違反するかどうかについて、最高裁は19年にも判断を示している。

当時審理した第二小法廷は、規定が「意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する面もある」と認めたが、「社会の混乱」などを理由に「現時点では違憲とは言えない」として合憲だと判断した。ただ、2人の裁判官は「社会状況の変化などを踏まえると、憲法13条に違反する疑いが生じていることは否定できない」と指摘していた。

世界保健機関（WHO）などは14年、生殖腺の除去手術の強制は人権侵害との見解を発表し、海外では近年、こうした要件を撤廃する動きがある。

最高裁が法令を違憲だと判断すれば、戦後12例目になる。（遠藤隆史）

性同一性障害特例法とは

性同一性障害特例法 2003年に議員立法で成立。性同一性障害者が戸籍上の性別を変えるには、医師の診断を受けた上で、①18歳以上②現在結婚していない③未成年の子がいない④生殖腺がないか、その機能を永続的に欠く状態⑤変更する性別に似た外観を備えている——の5要件を全て満たすよう求めている。

④は抗がん剤の投与などで生殖機能が失われている場合を除き、精巣や卵巣、子宮を除去する手術が原則必要になる。⑤は一般的に陰茎切除などの手術を想定。これらを合わせて「性別適合手術」と呼ぶ。

有料会員になると会員限定の有料記事もお読みいただけます。

[今すぐ登録（1カ月間無料）](#) [ログインする](#)

※無料期間中に解約した場合、料金はかかりません